

災害に対する各種支援制度一覧

支援制度		対象者	制度内容及び期間	り災証明の添付	担当課等 (市外局番 0854)
医療保険・年金の支払について	国民健康保険料の減免・徴収猶予	住宅・家財に重大な損害を受けた世帯	世帯主及び世帯主と生計を一にしている方の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合に、申請により、り災証明書の損害程度に応じて保険料を減免します。(保険料を滞納していない場合に限りです) 徴収猶予については、納付することができないと認められる金額を限度として、12ヶ月以内に限って適用します。	要	市民課保険年金係 83-8154、 税務課
	国民健康保険医療費の一部負担金の減免・徴収猶予	世帯主が亡くなり又は障がい者となり、もしくは資産に重大な被害を受け、生活が著しく困難となった世帯	申請により医療機関等に支払う一部負担金の減額等の証明を行います。 免除等の適用期間は申請のあった日から起算して3ヶ月以内。 生活困窮の程度は、生活保護受給基準の1.2倍以下。	要	市民課 保険年金係 83-8154
	国民年金保険料の免除	被保険者本人、世帯主、配偶者が属する世帯の世帯員のいずれかが所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受け、保険料を納付することが著しく困難な場合	申請により国民年金保険料の免除を受けられる場合があります。 保険料の免除期間は、災害の発生した前月から翌々年の6月分までです。(ただし、1回の免除申請で承認されるのは、直近の6月分までで、1年分を超えて承認を受けることはできません) 申請には、被災状況届などの書類が必要です。(市町村の発行するり災証明書により、半壊以上の損害状況が確認できる場合は、被災状況届は省略可能) 詳しくは、市民課保険年金係または、出雲年金事務所にお問い合わせください。	要	市民課 保険年金係 83-8154 出雲年金事務所0853-24-0044
	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	被保険者又は世帯主が所有し、かつ居住する住宅について、半壊に相当する以上の損害を受けた場合	被災状況により、保険料が徴収猶予又は減免される場合があります。詳しくは、市民課保険年金係または、島根県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。	要	市民課 保険年金係 83-8154 島根県後期高齢者医療広域連合 0852-20-7526
	後期高齢者の医療費の一部負担金の減免など	世帯主が亡くなり又は障がい者となり、もしくは資産に重大な被害を受け、生活が著しく困難となった世帯	被災状況により、保険医療機関等での医療費一部負担金が徴収猶予又は減免される場合があります。詳しくは、市民課保険年金係または、島根県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。	要	市民課 保険年金係 83-8154 島根県後期高齢者医療広域連合 0852-20-7525